

仙台市農業委員会第27回総会議事録

I. 開催日時 令和2年8月28日（金曜日）午後1時30分から午後2時20分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (17人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江	7 番 加藤 和彦	8 番 菅野 則義
	9 番 郷古 雅春	10 番 佐藤 千治	11 番 菊地 郁夫
	12 番 佐藤 とみ	13 番 品川 忠夫	14 番 鈴木 通
	15 番 鈴木 正年	16 番 高橋 勝彦	
	18 番 嶺岸 若夫		

IV. 欠席委員 (2人) 17 番 松原 菊男 19 番 結城 一吉

V. 議事日程

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第3号議案 農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件

第4号議案 農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）について

5. 協議

(1) 令和2年度仙台市への施策の改善に関する意見書（新型コロナウイルス関連）（案）について

(2) 仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選定委員（案）について

6. 報告

(1) 農地改良工事（現状変更）届出

(2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出

(3) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出

(4) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出

(5) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知

(6) 令和2年度農地パトロール（利用状況調査）の実施結果について

(7) 農地取得に係る下限面積の見直しの検討について

7. その他

(1) 会長報告

(2) 事務局からの連絡事項

①その他事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	加藤 隆	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菊地 一郎
農地係主任	伊藤 秀宣	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会 (午後 1 時 30 分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第 27 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：主幹兼 振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、17 番松原菊男委員と 19 番結城一吉委員から、欠席の届けがありました。 19 人中 17 人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	それでは、6 番加藤和江委員、7 番加藤和彦委員を指名いたします。
議 長	議事に入ります。 (午後 1 時 33 分) 第 1 号議案農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 調査委員会を、第一調査委員会が担当し、8 月 21 日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行います。調査内容につきましては聞き取り調査を行った番号 6 番と 12 番から 14 番以外は、調査報告書をお配りして書面での報告とし、総会において調査委員からの口頭報告は省略します。 調査委員会の結果を赤間敬第一調査委員会副委員長から報告願います。
調査報告（机上配布） （第一調査委員会副委員長赤間敬報告）	

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を8月21日に実施いたしました。調査は、5番大里重市委員、6番加藤和江委員、13番品川忠夫委員と私（赤間敬委員）の4名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が6件、贈与による農業承継が2件、贈与による耕作利便が4件、賃貸借権の設定による新規就農が3件の合計15件です。番号1番から4番までの報告は私（赤間敬委員）、番号5番から7番までの報告は6番加藤和江委員、番号8番から11番までの報告は4番大里重市委員、番号12番から15番までの報告は13番品川忠夫委員です。

（3番赤間敬委員報告）

番号1番は、贈与により農業承継を図るものです。親から同一世帯の子へ贈与するものです。譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で54aの農地を耕作しています。なお8月13日に本間昭農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有し、稲刈りは作業委託により、家族3人で120aの農地を耕作しています。なお8月12日に柴田祐一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在、耕うん機1台を所有し、田植えと稲刈りは作業委託により、家族2人で110aの農地を耕作しています。なお、8月15日に庄子栄農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、贈与により農業承継を図るものです。親から同一世帯の子へ贈与するものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で212aの農地を耕作しています。なお、8月17日に熊谷幸夫農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（6番加藤和江委員報告）

番号5番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台を所有し、田植えと稲刈りは作業委託により、家族2人で61aの農地を耕作しています。なお、8月11日に遠藤正順農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

赤間敬委員
(第一調査委員
会副委員長)

第1号議案の番号6番については、6番加藤和江委員から報告します。

加藤和江委員
(6番)

番号6番は、売買により規模拡大を図るものです。取得面積が大きいことから、聞き取り調査を行っています。譲受人は、農地所有適格法人で、稲作主体に農業を営んでいます。現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、構成員4人で12.07haの農地を耕作しています。なお、8月13日に本間昭農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

調査報告(机上配布)

(6番加藤和江委員報告)

番号7番は、贈与により耕作利便を図るものです。譲渡人は離農を考えていることから、申請地に隣接する農地の耕作者である譲受人に贈与し、耕作利便を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有し、収穫機は共同所有にて、家族4人で78aの農地を耕作しています。なお、8月14日に倉片誠喜農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(5番大里重市委員報告)

番号8番と9番は、贈与により耕作利便を図るものです。譲受人が同一のため、まとめて報告します。申請地一帯は所有者が異なる農地が入り交じり、耕作に不便であったことから、贈与にて所有権を整理し、まとまった農地にするものです。譲受人は、現在トラクター7台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で539a(5.39ha)の農地を耕作しています。なお、8月12日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業

上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号10番は、贈与により耕作利便を図るものです。申請地一帯は所有者が異なる農地が入り交じり、耕作に不便であったことから、贈与にて所有権を整理し、まとまった農地にするものです。譲受人は、現在、トラクター1台、田植機1台を所有し、収穫機は共同所有にて、家族3人で74aの農地を耕作しています。なお、8月12日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号11番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台を所有し、田植えと稲刈りは作業委託により、家族3人で52aの農地を耕作しています。なお、8月11日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

赤間敬委員
(第一調査委員
会副委員長)

第1号議案の番号12番から14番については、13番品川忠夫委員から報告します。

品川忠夫委員
(13番)

番号12番、13番、14番は、賃貸借権の設定により新規就農を図るものです。新規就農であることから聞き取り調査を行っています。譲受人は農産物の生産・加工・販売を事業目的とする一般法人です。代表は山元町でイチゴ園を経営している実績があります。今回7,723㎡の田を賃借し申請地一帯の六次産業化推進施設整備計画地に併設するイチゴ園を従事者4人で運営する計画です。イチゴハウスで夏イチゴと冬イチゴを栽培し1年中収穫できる計画です。営農および収支計画に実現性があり、意欲があると調査しました。8月12日に高橋勝好農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。なお、農地改良工事の届出は来月以降の予定となりますが、今回の農地法第3条許可後に盛土してイチゴ栽培ハウスの計画があり、六次化施設の一部として整備することから7,723㎡を農地改良工事することについて、調査委員会では、一括しての工事は、やむを得ないと調査いたしました。面積が3,000㎡を超える農地改良工事届出について、「農地改良工事に関する取扱い要領」第2条第2項に基づき、事前に農業委員会と協議するものとするところから、併せてご審議

をお願いいたします。

調査報告（机上配布）

（13 番品川忠夫委員報告）

番号 15 番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在、トラクター 1 台、耕うん機 1 台、田植機 1 台、収穫機 1 台を所有し、家族 3 人で 154a の農地を耕作しています。なお、8 月 14 日に太田勝農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第 1 号議案について、調査の結果、許可相当と報告がありましたが、番号 12 番から 14 番の報告の中で、農地法第 3 条許可後に 3,000 m²を超える面積を一括して工事を行う農地改良工事の予定があるとの調査報告が併せてありましたので、農地改良工事の協議も含めて、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第 1 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。

よって、第 1 号議案農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件は、許可と決定いたします。併せて番号 12 番から 14 番の農地改良工事届出を一括して受付するという協議も承認することといたします。

（午後 1 時 40 分）

議 長

続きまして、第 2 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

こちらも調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会副委員長赤間敬報告）

第 2 号議案の調査結果について報告します。調査は、4 番大泉権吾委員、11 番菊地郁夫委員、15 番鈴木正年委員と 19 番結城一吉委員の 4 名で行いました。今回の申請は、ドッグランに転用するものが 1 件、建売住宅に転用するものが 1 件、駐車場に転用するものが 1 件、貸駐車場に転用するものが 1 件、太陽光発電パネル設置に転用するものが 1 件の合計 5 件です。番号 1 番と 2 番の報告

は4番大泉権吾委員、番号3番と4番の報告は15番鈴木正年委員、番号5番の報告は11番菊地郁夫委員です。

(4番大泉権吾委員報告)

番号1番は、ドッグランに転用するもので、売買による所有権の移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、いずれの判断基準に該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、ドッグランを整備するもので、畑1,077㎡を転用し、ドッグランに1,077㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。将来的には一般の方にもドッグランを利用させていく予定です。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、隣接地の住人からの同意書が提出されています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、建売住宅に転用するもので、売買による所有権の移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は不動産業者が田958㎡(実測面積959.52㎡)を転用し、住宅(2棟)に119.24㎡、駐車場(普通車5台)に80.95㎡、通路に494.02㎡、庭等に265.31㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。なお、隣接地で伐採工事(伐採届出済み)を行っていましたが、7月の大雨の影響により重機が入れない状態になったため、やむを得ず今回の申請地の一部を使用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(15番鈴木正年委員報告)

番号3番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権の移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、不動産管理業者が畑1,957㎡を転用し、駐車場に900㎡、資材置場に400㎡、通路に657㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。なお、今回の転用に併せ、隣接宅地を購入し、公道から駐車場への出入口を確保するとのことです。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支え

ない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、貸駐車場に転用するもので、売買による所有権移転です。道路の公共買収により既存事業の事業面積減少を補うため、取得するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が田556㎡と雑種地1,249㎡を含む事業面積1,805㎡を利用し、貸駐車場(13台)に207㎡、作業スペース・資材置場に610㎡、通路等に988㎡(うち道路買収予定地120㎡含む)を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額、父親からの借入金であり、父親の預金通帳の写しが提出されております。また、仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(11番菊地郁夫委員報告)

番号5番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権の移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が、田1,750㎡を転用し、太陽光発電パネル300枚(発電出力49.5kW)に488㎡、法面に672㎡、通路等に590㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

菅野則義委員
(8番)

番号1番のドッグランは、個人で使うのですか、商売をするのですか。

大泉権吾委員
(4番)

畑を購入してドッグランにしたいということですが、仙台市では初めてのケースで、県内で2カ所目です。規模要件の基準設定がされていないため、本人が必要と判断する面積が相当であると判断しました。商売の計画は出されていませんが、調査委員会では、「将来的には近隣住民の利用も視野に入れている」ということを確認しています。現状は畑として利用されています。

佐々木均会長
(1番)

ドッグランですが、仙台市東部で防災集団移転跡地利活用事業により、仙台市が土地を貸し付けて、営業している事例があります。

議長

他にご意見等はございませんか。

(意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。
第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時45分)

議長

続きまして、第3号議案農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件、を上程いたします。

こちら調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告(机上配布)

(第一調査委員会副委員長赤間敬報告)

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、4番大泉権吾委員、11番菊地郁夫委員、15番鈴木正年委員と19番結城一吉委員の4名で行いました。今回の申請は、現場事務所に一時転用していたもので事業計画変更承認を申請するものが1件です。報告は11番菊地郁夫委員です。

(11番菊地郁夫委員報告)

番号1番は、賃貸借権の設定により現場事務所に一時転用していましたが、工期の変更に伴い事業計画変更承認申請をするものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。令和元年10月30日付けで農地法第5条許可により現場事務所に一時転用していましたが、今回仙台市との変更契約により工期が延長となるものです。仙台市発注の橋梁耐震補強及び補修工事が令和2年5月の度重なる大雨の影響で大幅な工期の延長が必要になり、当初の令和2年8月31日までが令和3年4月30日まで8ヶ月間延長されたため、事業計画を変更するものです。事業面積に変更はなく、用排水計画や被害防除計画及び農地復元計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。賃借料の増加に関しても自己資金で対応可能であることを確認しています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長	<p>第3号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件については、承認することに決定いたします。</p> <p>(午後1時41分)</p>
議 長	<p>続きまして、第4号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)についてを上程いたします。</p>
事務局 農地係長	<p>第4号議案農地中間管理事業の農用地利用配分計画(案)は、令和2年10月20日宮城県告示予定分です。1件416㎡です。農地中間管理機構から設定するものです。今回農地法第18条第6項の通知により合意解約したもので耕作者を再設定とするものです。詳細は別紙のとおりです。なお、本計画(案)の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。以上、よろしくご審査ください。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>それでは、質問等がありませんので採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに異議のない方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第4号議案農地中間管理事業農用地利用配分計画(案)については、承認と決定します。</p> <p>(午後1時43分)</p>
議 長	<p>続きまして、協議に入ります。</p> <p>協議事項(1)「令和2年度仙台市への施策の改善に関する意見書(新型コロナウイルス関連)(案)について」を事務局から説明願います。</p>

事務局	<p>— 説明 —</p> <p>委員の方から意見をいただきましたので、事前に郵送して確認いただいている案から変更しています。変更部分を説明します。2ページの要望の順番を「仙台市への要望」を最初にし、「国・県への要望」を2番目に入れ替えました。また、仙台市への要望のリード文にあった「国・県の施策の補完ができるよう」を削除し、市独自で、から始まるようにしました。本日はこの案でご協議願います。</p> <p>また、今後の情勢が変化し、提出までにやむを得ず文言が変わる可能性もございますので、内容の変更については会長に一任していただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、意見書の提出は9月8日（火）の午後4時から、佐々木会長、中野会長職務代理者、結城第一調査委員会委員長、嶺岸第二調査委員会委員長、松原企画検討チーム長の5人が出席し、農林部長に手渡します。会長職務代理者が意見書を読み上げた後、その場で口頭の回答をいただき、意見交換を行う予定となっています。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>協議事項（1）について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>（質問、意見なし）</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(1)「令和2年度仙台市への施策の改善に関する意見書（新型コロナウイルス関連）（案）について」は、承認といたします。</p>
議 長	<p>続きまして、協議事項（2）「仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選定委員（案）について」を事務局から説明願います。</p>
事務局 主幹 兼振興係長	<p>— 説明 —</p>
議 長	<p>協議事項（2）について、ご質問・ご意見等はございませんか。</p>
大泉権吾委員 （4番）	<p>選定委員のメンバーの広報はするのですか。</p>
事務局 主幹 兼振興係長	<p>積極的に広報はしませんが、聞かれたら回答します。</p>
議 長	<p>他にご質問等はございませんか。</p> <p>（質問なし）</p>

議 長

質問がないようですので、(2)「仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者選定委員(案)について」は、承認いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

(午後2時00分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。

(1)農地改良工事(現状変更)届出の内容につきましては、書面での報告書をもって、総会での口頭報告は省略します。

調査報告(机上配布)

(第一調査委員会副委員長赤間敬報告)

農地改良工事(現状変更)届出について、調査の結果を報告いたします。届出は1件ありました。届出は田759㎡を盛土して畑として利用するものです。市街化調整区域の農振その他の区域の農地です。本農地は東南を山林に囲まれた田で、低地にあり水はけが悪く農機具も入れない状態で、蚊などの発生も防止するため、盛土して畑として利用するもので、芋類・豆类・ナス等の野菜を適時栽培する計画です。隣接する農地は自己所有の保全管理中の田で、周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、9月1日から令和3年3月31日までの7ヶ月の予定です。結城一吉農業委員が、7月31日に現地を確認し「計画どおり施工すること」と「工事完了後の速やかな完了届の提出」を指示しております。土地改良区域外で自己所有の隣接農地であり、関係書類も整備されております。詳細については別添報告書の記載のとおりです。

議 長

何か質問等はありませんか。

(全員なし)

議 長

続きまして、(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(5)農地法第18条第6項の規定による通知までを事務局から報告願います。

事務局
農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、2ページに記載のとおり、番号4024から4026まで3件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅・宅地・グループホームへの転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していただきましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、3ページから5ページに記載の通り、番号5048から5058まで11件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が5件、共同住宅への転用が4件、宅地造成・倉庫への転用が各1件ずつありました。受付時において届

出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(4)農地法第3条の3の規定（相続等）による届出については、6ページから7ページに記載のとおり7件（45筆）の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。

続きまして、(5)農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知については、8ページに記載のとおり3件ありました。すべて合意解約によるものです。

農地関連の報告事項は以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(5)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようです。次に(6)令和2年度農地パトロール（利用状況調査）の実施結果についてと、(7)農地取得に係る下限面積の見直しの検討について、を事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

(6)(7)農地係

— 説明 —(6)令和2年度農地パトロール（利用状況調査）の実施結果について

— 説明 —(7)農地取得に係る下限面積の見直しの検討について

議 長

(6)令和2年度農地パトロール（利用状況調査）の実施結果についてと、(7)農地取得に係る下限面積の見直しの検討についてご質問等はございませんか。

大泉権吾委員
(4番)

新規就農者は下限面積も見て、いつ頃就農しようかと検討していると思いますが、周知期間をある程度取った方がいいと思います。2ヶ月しかないようですが、緩くするので影響はないのでしょうか。

佐々木均会長
(1番)

周知期間はある程度取っていて、1月下旬にHPで広報して、実際の運用は4月の総会後からになるので3ヶ月あります。

議 長

他にご質問等はございませんか。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。

以上で報告事項を終了いたします。

(午後2時11分)

議 長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。(1)会長報告を私から（佐々木均会長）報告します。資料5をご覧ください。

会 長

(会長報告)

議 長

次に(2)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局 振興係	(2)事務局からの連絡事項について ①その他事務局からの連絡事項
議 長	その他についてご意見、ご質問等はございますか。 (意見なし)
議 長	質問等はないようですので、その他について終了いたします。 他に何かありますか。 なければ、以上で全てを終了いたします。
司会：主幹兼 振興係長	それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理人からお願いします。
中野会長職務 代理人	以上をもちまして、仙台市農業委員会第27回総会を閉会します。 閉 会
	(午後2時20分)